

## 政策会議付議事案書（令和7年10月17日）

提案課名 森林ふれあい課

報告者名 北村 栄

事案名	木のある暮らしづくりに係る補助制度の創設について	資料 有
目的・必要性	<p>本市では、平成25年度から「秦野市快適な住まいづくり補助金交付要綱」を施行し、住宅における秦野産木材の利用促進を図ってきました。しかし、近年は申請件数の減少や秦野産材の流通拡大につながらない等の課題があり、内容の見直しを行ってきました。</p> <p>秦野産木材の利用促進を図る取組として、令和6年度から開始した「木のある暮らしづくり事業」では、出生時にはヒノキ玉、中学校卒業時には木の紙の卒業証書、敬老時には写真立てなど、出生から敬老まで、人生の様々な節目で秦野産木材とふれあう機会を創出しています。</p> <p>また、令和7年3月に策定した「秦野市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」では、建築物における木材利用の対象を公共建築物から建築物全般に拡大し、一層の木材利用促進を図っております。</p> <p>これらを踏まえ、補助対象を拡大することで、日常生活において木とふれあう機会を創出し、市民の木材利用に理解と関心を高めるとともに、持続可能な森林資源の循環に寄与します。</p> <p>そのため、従来の「秦野市快適な住まいづくり補助金」を廃止し、新たに「秦野市木のある暮らしづくり補助金」を創設するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>令和4年7月から 「秦野市快適な住まいづくり補助金」見直しのため、関係団体へヒアリングを実施</p> <p>令和5年10月 森林資源循環サイクル構築のための「森林・里山の活用アクションプラン」の策定（令和5年10月24日政策決定）</p> <p>令和7年1月 木のある暮らしづくり事業の開始</p> <p>3月 「秦野市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」の策定</p>	
決定等をする事項	<p>1 次のとおり木のある暮らしづくりに係る補助制度を創設すること。</p> <p>(1) 事業開始日 令和8年4月1日</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>ア 住宅に限定していたものを民間建築物にも拡大する。</p> <p>イ 「木製外構工事」、「木製什器」、「木製遊具」、「木製玩具」、「木育活動」を新たに加える。</p> <p>2 「秦野市快適な住まいづくり補助金」は廃止する。</p>	
今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月第1回定例月会議に令和8年度当初予算案を上程</p> <p>4月1日 秦野市木のある暮らしづくり補助金交付要綱の施行</p> <p>市ホームページ及び市商工会議所等を通じた補助制度の周知</p>	

## 秦野市木のある暮らしづくり補助金（案）について

### I 目的

本事業は、民間建築物における木造化・木質化の推進、木製品の導入及び木育に関する取組に対して補助金を交付することにより、市民が木とふれあう機会を創出し、木育活動の推進を図ることで、木材利用に対する理解と関心を高めるとともに、持続可能な森林資源の循環に寄与することを目的とする。

### 2 用語の意義

#### (1) 住宅

建築基準法に定める主要構造部が木造であって、一棟の建物が1戸であり、個人自らが居住する住宅

#### (2) 民間建築物

国及び地方公共団体が建築主になった施設以外の施設

※(1)住宅を除く

#### (3) 木造化

住宅又は民間建築物の主要な構造材（柱、梁、桁）に秦野産木材を利用すること

#### (4) 木質化

住宅又は民間建築物の内装、外装及び建具、又は什器等において、視覚的、触覚的に容易に分かる方法で秦野産木材を利用するこ

#### (5) 構造材

構造躯体を構成する部材のうち、柱、梁、桁、土台、胴差、大引、構造用合板等の住宅の骨組みに当たる部材

#### (6) 内装材

室内に使用する厚さ12ミリメートル以上の内装建材（床、壁、天井、階段等）の部材

#### (7) 木製什器

住宅以外の場所で使用される木製道具や備品

#### (8) 木製外構工事

住宅及び民間建築物の敷地内にある建物以外の部分で、木材を用いた構造物の設置等の工事全般

#### (9) 木製遊具

子どもが身体を使って遊ぶことを目的として、空間的広がりを持ち、施設等に常設又は半常設される複数人が同時に使用可能な木製構造物・木製設備

※ポールプール、滑り台、アスレチック等

#### (10) 木製玩具

手元で扱う小型の遊び道具で、主に手先を使って遊ぶ目的で作られた持ち運び可能な木製品

※積み木、パズル、ままごと道具、楽器、おもちゃ車等

#### (11) 木育活動

木や森林に触れ合い、親しむことを通じて、人と自然の関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む教育活動

#### (12) 市内施工業者

住宅の建築又はリフォームを業とする本市内に所在地を有する法人又は個人

※見積書及び領収書又は支払証明書を本市内の所在地で発行できる者に限る。

#### (13) 秦野産木材

秦野市内で森林関係の法令において合法的に伐採された木材

### 3 対象事業

いずれも市内業者により、市内で秦野産木材を使用した事業であること。

項目	補助対象者	補助対象事業
(1)住宅	個人	・秦野産木材を使用した住宅の新築又はリフォームを行う事業
(2)民間建築物	国及び地方公共 団体以外の者	・民間建築物の新築又はリフォームを行う事業のうち、秦野産木材が視覚的に容易に分かる形で使用され、PR効果が見込まれる事業
(3)木製什器		・木製什器の購入 (※民間建築物の新築又は木質化に伴うもののみ対象)
(4)木製外構工事	国及び地方公共 団体以外の者	・木製外構工事の施工
(5)木製遊具	国及び地方公共	・木製遊具の購入

(6)木製玩具	団体以外の者 (※個人を除く)	・木製玩具の購入
(7)木育活動		・木育活動

※建築基準法、消防法その他関係法令に定める基準に適合した事業であること。

#### 4 秦野産木材の使用量

補助対象事業のうち、次の表に掲げる量の秦野産木材を使用すること。

補助対象事業	秦野産木材の使用量
住宅の新築又はリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材のみ使用の場合：3立方メートル以上</li> <li>・内装材のみ使用の場合：9平方メートル以上</li> <li>・構造材、内装材ともに使用の場合：3立方メートル以上</li> </ul>
民間建築物の新築又はリフォーム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材のみ使用の場合：3立方メートル以上</li> <li>・内装材のみ使用の場合：9平方メートル以上</li> <li>・構造材、内装材ともに使用の場合：3立方メートル以上</li> </ul> <p>(※構造材は、柱や梁などが一部露出していれば対象)</p>
木製什器の購入	・木材総使用量の100%
木製外構工事の施工	・木材総使用量の100%
木製遊具の購入	・木材総使用量の100%
木製玩具の購入	・木材総使用量の100%
木育活動の実施	・可能な範囲で秦野産木材を使用すること。

#### 5 補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を含む

補助対象事業	補助対象経費
住宅の新築又はリフォーム	・木材に係る費用
民間建築物の新築又はリフォーム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秦野産木材を使用した木造化・木質化に係る工事費</li> </ul> <p>※下限：20万円</p>
木製什器の購入	・木製什器の購入、組立、設置、運搬に係る経費
木製外構工事の施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質化に係る工事費</li> </ul> <p>※下限：20万円</p>
木製遊具の購入・施工	・購入、設置、組立、運搬、安全対策に係る経費

	※下限：20万円
木製玩具の購入	・ 購入に係る経費 ※下限：5万円
木育活動の実施	・ 講師謝金、教材費、木工用具レンタル費、運搬費、広報経費、会場費 ※下限：2万円

※一部の木造化又は木質化の場合には該当部分の経費を対象とする。明確に分けられない場合、木材使用量や面積等により按分して適用し、按分できない場合は対象外とする。

## 6 補助金の額

### (1) 住宅

区分	構造材（1m³当たり）	内装材（1m²当たり）
ヒノキ材	50,000 円	2,500 円
スギ材	26,000 円	1,600 円
限度額	60 万円	35 万円

- ア 構造材のみ使用の場合：上限 60 万円
- イ 内装材のみ使用の場合：上限 35 万円
- ウ 構造材、内装材使用の場合：上限 60 万円

### (2) 民間建築物（+木製什器）、木製外構工事、木製遊具

補助対象経費の 1/2、上限各 200 万円

※木製什器は、民間建築物の新築又は木質化に伴う購入のみ対象

### (3) 木製玩具

補助対象経費の 1/2、上限 10 万円

### (4) 木育活動

補助対象経費の 1/2、上限 5 万円

## 7 交付条件

- (1) 補助対象事業の工事等が完了した日から起算して、3か月以内に補助金交付申請書に関係書類を添付して提出すること。
- (2) 「住宅」の場合は、秦野市に居住していること、又は住宅の新築後に秦野市に居住すること。
- (3) 市税等を完納していること。

(4) 民間建築物、木製外構工事、木製什器、木製遊具及び木製玩具の場合

ア 対象建築物、什器、遊具及び玩具に秦野産木材が使用されていること、  
補助金の交付を受けていることを表示すること。

また、補助金の財源が森林環境譲与税の場合は、その旨も追記すること。

イ ホームページや配布物、SNS などを活用した方法での情報発信に努めること。

ウ 秦野産木材の活用促進等、市の施策への協力に努めること。

(5) 木育活動の場合

ア 市内の園児、児童、生徒、保護者及び地域住民等が参加できる内容であること。

イ 活動の実施状況について、写真・報告書を提出すること。

## 8 財産処分の制限

(1) 財産の種類

建物、工事を行った箇所、木製遊具及び木製玩具

(2) 期間

ア 住宅、民間建築物、外構工事及び木製遊具：5年間

イ 木製什器及び木製玩具：3年間

## 9 予算

単位：万円

区分	件数	金額（単価）	金額（小計）
住宅	2	30	60
民間建築物（什器）	2	100	200
木製外構工事	2	100	200
木製遊具	2	100	200
木製玩具	2	5	10
木育活動	2	5	10
合計			680

※財源については、森林環境譲与税を充当予定

## 10 制度の運用について

(1) 申請書類の共用（住宅のみ）

申請者の利便性向上の観点から、「はだのOMOTANライフ応援事業助成金」の交付申請書及び同意書兼誓約書の提出を準用する。

(2) 事前相談

工事、購入、活動等を実施する前年8月末までに森林ふれあい課へ相談できることとし、優先して補助を受けられることとするか、検討する。

※相談状況により予算額を見積もる。

(3) 制度の周知

市広報誌・ホームページ・SNS、商工会議所等を通じて市内事業者へ周知を行い、制度の利用を促進する。

## II 過去の実績から算出した木材消費量（目安）

「秦野市快適な住まいづくり補助金」の平成25年度から令和6年度までの12年間の平均木材消費量は、年間約24立方メートル（3件/年間）で、ヒノキの立木に換算すると約80本に相当する。（※1）

また、二酸化炭素固定量は、約18.27t-CO<sub>2</sub>で、約7世帯分の年間排出量に相当する。（※2）（※3）

※1 ヒノキ 1本当たり材積は約0.3m<sup>3</sup>（直径26cm・樹高12m）

※2 林野庁「木材利用の二酸化炭素吸収・固定量の見える化」シートにより算出

※3 環境省HP引用（2.59t-CO<sub>2</sub>/世帯・年 令和4年度）

## 秦野市木のある暮らしづくり補助金交付要綱（案）

（令和8年4月1日施行）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、秦野産木材の利用促進により、木の良さのPR及び市民の木材に関する意識向上を図るため、木材利用の促進に寄与する事業に対し補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

## (1) 住宅

建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める主要構造部が木造であって、1棟の建物が1戸であり、個人自らが居住する住宅をいう。

## (2) 民間建築物

国及び地方公共団体が建築主になった施設以外の施設をいう。ただし、第1号に掲げる住宅は除く。

## (3) 木造化

住宅又は民間建築物の主要な構造材（柱、梁及び桁）に秦野産木材を使用することをいう。

## (4) 木質化

住宅又は民間建築物の内装、外装及び建具、又は什器等において、視覚的、触覚的に容易に分かる方法で秦野産木材を利用するることをいう。

## (5) 構造材

構造躯体を構成する部材のうち、柱、梁、桁、土台、胴差、大引、構造用合板等の住宅の骨組みに当たる部材をいう。

## (6) 内装材

室内に使用する厚さ12ミリメートル以上の内装建材（床、壁、天井、階段等）の部材をいう。

## (7) 市内施工業者

住宅の建築又はリフォームを業とする本市内に所在地を有する法人又は個人をいう。ただし、見積書及び領収書又は支払証明書を本市内の所在地

で発行できる者に限る。

(8) 秦野産木材

本市内で森林関係の法令において合法的に伐採された木材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第1条の趣旨に合致する工事等を行うものとする。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）第5条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしている者
- (4) 国税又は地方税を滞納している者
- (5) 政治活動、宗教活動を目的としている者
- (6) 秦野市暴力団排除条例（平成23年12月14日秦野市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業を行う者
- (8) 公序良俗に反する等不適当と認める事業を行う者

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるものとする。

(1) 住宅の新築又はリフォーム

個人が市内施工業者により秦野産木材を使用して本市内において住宅の新築又は木質化を行う工事を施工すること。

(2) 民間建築物の新築又はリフォーム

国及び地方公共団体以外の者が市内施工業者により秦野産木材を使用して本市内において民間建築物の新築又はリフォームを行うもののうち、秦

野産木材が視覚的に容易に分かる形で使用され、PR効果が見込まれる工事を施工すること。

(3) 木製什器の購入

第2条第12号に規定する市内施工業者から、秦野産木材を使用した什器を購入すること。

(4) 木製外構工事

国及び地方公共団体以外の者が、市内施工業者により秦野産木材を使用して本市内において木製外構工事を施工すること。

(5) 木製遊具の購入

個人を除く国及び地方公共団体以外の者が、本市内の所在地で領収書又は支払証明書を発行できる事業者から、秦野産木材を使用した木製遊具を購入すること。

(6) 木製玩具の購入

個人を除く国及び地方公共団体以外の者が、本市内の所在地で領収書又は支払証明書を発行できる事業者から、秦野産木材を使用した木製玩具を購入すること。

(7) 木育活動の実施

個人を除く国及び地方公共団体以外の者が、市内で木育活動を実施すること。

(補助の条件)

第5条 この補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

- 2 別表第1に規定する量の秦野産木材を使用すること。
- 3 木材利用の促進に関する本市の施策への協力に努めること。
- 4 前条第2号から第7号に規定する補助対象事業において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ホームページ、配布物、SNS等を活用した方法で、秦野産木材の使用又は啓発活動について周知に努めること。
- 5 前条第2号から第6号に規定する補助対象事業において、申請者は、その施設等で秦野産木材が使用されていることに対して、本市の補助を受けていることを次の各号により情報発信しなければならない。
  - (1) 容易に消えない方法により作成したプレートや本市が提供した表示物等を、秦野産木材を使用した箇所やその周辺の視認性の良い場所に表示すること。

(2) 表示の大きさについては、縦300ミリメートル以上、横400ミリメートル以上を目安とすること。ただし、やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第3及び別表第4に掲げる額以内とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

(交付申請)

第8条 規則第4条の規定にかかわらず、申請者は、補助対象事業の工事、購入又は活動が完了した日から起算して3か月以内に木のある暮らしづくり補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 事業結果報告書（第2号様式）（住宅の新築又はリフォームを除く。）
- (2) 木材使用実績証明書（第3号様式）（木材を使用しない場合を除く。）
- (3) 木材の出荷証明書等、秦野産木材を使用したことが証明できる書類（木材を使用しない場合を除く。）
- (4) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (5) 建築確認済証の写し（建築確認が不要な場合を除く。）
- (6) 市内施工業者からの領収書又は支払証明書の写し
- (7) 完成図面（住宅及び民間建築物の新築又はリフォーム並びに木製外構工事に限る。）
- (8) 納税証明書の写し（申請日において本市の市税の納税義務が発生していない場合に限る。）
- (9) 現地状況及び秦野産木材を使用した箇所の写真

2 第4条第1号に規定する住宅の新築又は木質化に関する交付申請については、前項に規定する木のある暮らしづくり補助金交付申請書をはだのOMOTANライフ応援事業助成金交付要綱（令和7年4月1日施行）に規定するはだのOMOTANライフ応援事業助成金交付申請書の写しに、同項第4号に規定する同意書兼誓約書を同要綱に規定するはだのOMOTANライフ応援事業助成金同意書兼誓約書の写しにそれぞれ代えることができる。

3 第1項各号に掲げる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等によ

り確認することができるときは、本人の同意に基づき、その公簿等により確認し、書類の提出を省略させることができる。

(財産処分の制限)

第9条 別表第5に定める財産処分及び転用制限期間（以下「制限期間」という。）において、申請者が補助金を活用し工事等を行った部分に関する財産（以下「財産等」という。）について処分又は転用（以下「処分等」という。）しようとするときは、あらかじめ補助金財産処分等承認申請書（第8号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は、補助金財産等処分承認通知書（第9号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。
- 3 市長は、申請者が制限期間内に市長の承認を受けないで処分等を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部の返還を補助金の交付を受けた者に命ずることができる。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の交付を受けた者は、補助金の相当額の全部又は一部の返還について市長に減免を協議することができるものとする。
- 4 市長は、前項の命令を受けた補助金の交付を受けた者が、制限期間内にその財産の処分等を行ったことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 5 補助金の交付を受けた者は、財産等が制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに市長と協議し、その指示に従ってその財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を市に返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(秦野市快適な住まいづくり補助金交付要綱の廃止)
- 2 秦野市快適な住まいづくり補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）は、廃止する。  
(補助内容の見直し)
- 3 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したう

えで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	秦野産木材の使用量
住宅の新築又はリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材のみ使用の場合：3立方メートル以上</li> <li>・内装材のみ使用の場合：9平方メートル以上</li> <li>・構造材、内装材ともに使用の場合：3立方メートル以上</li> </ul>
民間建築物の新築又はリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材のみ使用の場合：3立方メートル以上</li> <li>・内装材のみ使用の場合：9平方メートル以上</li> <li>・構造材、内装材ともに使用の場合：3立方メートル以上</li> </ul> <p>(※構造材は、柱や梁などが一部露出していれば対象)</p>
木製什器の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材総使用量の100パーセント</li> </ul>
木製外構工事の施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材総使用量の100パーセント</li> </ul>
木製遊具の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材総使用量の100パーセント</li> </ul>
木製玩具の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材総使用量の100パーセント</li> </ul>
木育活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で秦野産木材を使用すること。</li> </ul>

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費
住宅の新築又はリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材に係る費用</li> </ul>
民間建築物の新築又はリフォーム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造化・木質化に係る工事費 ※下限：20万円</li> </ul>
木製什器の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製什器の購入、組立、設置、運搬に係る経費</li> </ul>
木製外構工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質化に係る工事費 ※下限：20万円</li> </ul>
木製遊具の購入・施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入、設置、組立、運搬、安全対策に係る経費 ※下限：20万円</li> </ul>
木製玩具の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入に係る経費 ※下限：5万円</li> </ul>
木育活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金、教材費、木工用具レンタル費、運搬費、広報経費、会場費 ※下限：2万円</li> </ul>

別表第3（第7条関係）

補助対象事業	補助金の額
住宅の新築又はリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秦野産木材使用量に別表第4に規定する単価を乗じた額 【上限額】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材のみ使用の場合：60万円</li> <li>・内装材のみ使用の場合：35万円</li> <li>・構造材、内装材ともに使用の場合：60万円</li> </ul> </li> </ul>
民間建築物の新築若しくはリフォーム等又は木製什器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2以内。ただし200万円を上限とする。 ※木製什器は、民間建築物の新築又は木質化に伴う購入のみ対象</li> </ul>
木製外構工事の施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2以内。ただし200万円を上限とする</li> </ul>
木製遊具の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2以内。ただし10万円を上限とする。</li> </ul>
木製玩具の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2以内。ただし10万円を上限とする。</li> </ul>
木育活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の1/2以内。ただし5万円を上限とする。</li> </ul>

別表第4（第7条関係）

区分	構造材（1m <sup>3</sup> 当たり）	内装材（1m <sup>2</sup> 当たり）
ヒノキ材	50,000円	2,500円
スギ材	26,000円	1,600円
限度額	600,000円	350,000円

別表第5（第13条関係）

補助対象事業	制限期間
住宅の新築又はリフォーム	
民間建築物の新築又はリフォーム等	5年間
木製外構工事の施工	
木製遊具の購入	
木製什器の購入	3年間
木製玩具の購入	
木育活動の実施	なし